



このようなチラシやインターネット広告の宣伝文句にだまされてはいけません。

- ご家庭の廃棄物を回収するには、市区町村の「一般廃棄物処理業許可」や委託が必要です。「産業廃棄物処理業の許可」や「古物商の許可」では回収できません。
- 産業廃棄物処理業許可は、工場や企業の廃棄物を処理するための許可です。古物商の許可は、中古品等の売買を行うための許可です。



Q4. 廃家電や粗大ごみなどの廃棄物を正しく処分するにはどうすればよいですか？

A4. お住まいの市区町村が案内するルールで処分しよう!



- 廃家電や粗大ごみなどの廃棄物は、お住まいの市区町村が案内するルールで処分してください。
- 処分方法が分からないときは、ご遠慮なくお住まいの市区町村にお問合せください。



Q5. 比較的新しくて十分に使える家電製品なので、リサイクルではなく中古品として売却（リユース）したいのですが？

A5. まだ新しい物はリユースショップ（中古品販売店）に買い取ってもらおう!



- リユース（再使用）とは、一度使った製品を、製品のまま他の人にもう一度使ってもらうことを言います。
- 中古品を扱うリユースショップ（リサイクルショップ）など、古物商の許可を有し、信用できる業者に**中古品としての買取り**を依頼してください。